



特殊車両・過積載の取締り結果

大型車両の違法運行に伴う事故や、道路・橋梁の損傷を未然に防止することを目的に、長岡国道事務所・南魚沼警察署による合同取締りを実施しました。

取締り実施結果

取締り日時：平成29年9月25日(月) 14:00～16:00

取締り場所及び結果

・国道17号 しおざわ塩沢道路ステーション(南魚沼市関地先)

取締車両数：大型トレーラー 7台
ダンプ・トラック 2台 計9台

うち違反指導を行った車両：2台(ダンプ・大型トレーラー)

<違反指導内容>

道路法取締り

・特殊車両通行許可無し：1台

道路交通法取締り

・過積載(警告)：1台

道路を安全に利用していただくにはルールを守り、整備された車両による適切な運行を心がけなければなりません。規則を周知・理解していただけるよう呼びかけます。

お問い合わせ先

【特殊車両の通行許可に関することについて】

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

管理第一課長 もとの つねお本野 恒夫 [電話] 0258-36-4551

[FAX] 0258-36-4660

【過積載に関することについて】

新潟県南魚沼警察署 交通課 こかい ひでゆき小海 英之 [電話] 025-770-0110

ふるさとの ぬくもり伝える 道づくり

国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所

〒940-8512 新潟県長岡市中沢4丁目430-1

パソコン、スマートフォン
携帯電話

<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/>
<http://www.hrr.mlit.go.jp/chokoku/i/>

携帯版



スマホ版



【取締り実施状況】



車両寸法計測



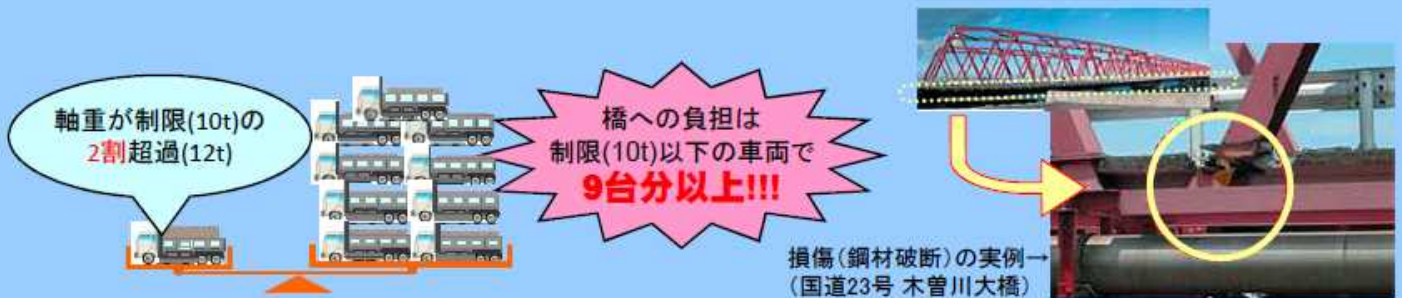
車両重量計測



塩沢道路ステーション車両引き込み状況

道路橋劣化の原因の9割は大型の重量違反車両

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



➤下表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「一つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。